令和8年10月1日

関係事業主 殿

日本クレーン協会長野支部教習センター
（一社）上小労働基準協会

『移動式クレーン定期自主検査者』養成のための安全衛生教育 実施のご案内

労働安全衛生法第45条では、移動式クレーン（つり上げ荷重が0.5トン以上のもの）を使用する事業者には「一カ月以内ごと」及び「1年以内ごと」に定期的に自主検査を実施しその記録を保存するよう義務付けておりますが、特に「1年以内ごと」の自主検査（年次検査）は高度の知識と技能を要するため、下記により検査者養成の安全教育を実施いたします。

1. 実施日時・申込締切日・申込後の締切日

講習日	場所	申込締切日	申込後の取消期日
令和 8年 11月 11日	松 本	10月22日	11月2日

＊各日9:00開講 17:00まで （8:40より受付いたします）

2. 実施場所　松本会場 ： ポリテクセンター松本 （松本市寿北7-17-1）
3. 実施機関　日本クレーン協会長野支部教習センター
4. 講　　師　日本クレーン協会長野支部専任講師
5. 受講対象者　移動式クレーン自主検査者を担当する満18歳以上の者（今後担当する者を含む）
6. 定　　員　50名（定員に達し次第締め切ります）
7. 受講料・教材費（消費税を含む）　受講料 13,580円　教材費 2,420円　計 16,000円(消費税込)
（クレーン協会長野支部会員様は教材費を500円割引いたします）
8. 申込方法

①お電話にてご予約を承ります（TEL:0268-23-2500）
②締切日までにお申込書・写真（縦3㎝×横2.4㎝）を郵送し、受講料・教材費をお振込みください
（写真裏面に氏名を必ず記入してください）　※お申込み・受講料納入は当協会窓口でも受付可能です

【申込先】（一社）上小労働基準協会　〒386-0025 上田市天神2-4-55
TEL:0268-23-2500　FAX:0268-23-2507

【振込先】八十二長野銀行 上田支店 普通預金 No.1144206 （一社）上小労働基準協会
※振込手数料をご負担ください

9. 受講取消
申込後の欠席・受講取消につきましては、取消期限以後の受講料・教材費の返却は原則いたしません
10. 持ち物
筆記用具・昼食を持参してください
11. その他
- 写真は縦3㎝・横2.4㎝、正面、脱帽、背景無地、6ヶ月以内の物を貼付してください
- 旧姓等の併記をご希望の方は、戸籍謄本・住民票等お名前の確認ができる書類をご提出ください
- CPDSをご利用の方は、日本クレーン協会長野支部で受講証明をいたしますのでお申し出ください
- 受講者には修了証を交付します

【個人情報について】お申込書にご記入いただきました個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し本講習以外の目的には使用いたしません

移動式クレーン定期自主検査者安全教育実施要領

日本クレーン協会長野支部教習センター

集合8：55

2026年4月1日

講習科目	範囲	講習時間	
移動式クレーンの上部旋回体、下部走行体の検査に関する知識	エンジン、動力伝達装置、操縦装置、旋回フレーム、締付け部等移動式クレーン上部旋回体各部の検査方法及び判定基準 フレーム、クローラ部、駆動装置、ブレーキ、クラッチ、各締付け部等、クローラ、クレーン下部走行体各部の検査方法及び判定基準 かじ取り装置、制動装置、走行装置、緩衝装置、動力伝達装置、各締付け部等、トラッククレーン及びホイールクレーン下部走行体各部の検査方法及び判定基準	9：00 ～ 11：00	2.0h
アウトリガの検査に関する知識	アウトリガの検査方法及び判定基準	11：10 ～ 12：10	1.0h
	昼休み	12：10 ～ 12：50	
移動式クレーンのフロントアタッチメントの検査に関する知識	トラス構造ジブ及びボックス構造ジブの検査方法及び判定基準 シーブ、フックブロック、ワイヤーロープ等の検査方法及び判定基準 フロットアタッチメントの各締付け部の検査方法及び判定基準	12：50 ～ 13：50	1.0h
移動式クレーンの安全装置の検査に関する知識	移動式クレーンの各種安全装置の検査方法及び判定基準	13：50 ～ 14：50	1.0h
移動式クレーンの荷重試験の方法及び各部給油一般の検査に関する知識	つり上げ試験等、旋回行試験及び走行試験による移動式クレーンの能力の検査方法及び判定基準 各部給油一般の検査方法及び判定基準	15：00 ～ 16：00	1.0h
移動式クレーン定期自主検査の意義関係法令及び災害事例	定期自主検査の目的及び検査者の役割 労働安全衛生法 労働安全衛生法施行令 クレーン等安全規則 災害事例	16：00 ～ 17：00	1.0h

【一般事項】

1　全ての科目を受講し、学科及び実技試験の合格した者に修了証を交付します。

2　開講時刻に遅刻した者は受講を認めません。講習の途中で退席した者は以降の受講は認めません。

3　受講中、講師の指示に従わない者、受験に不正があった者、他の受講者に迷惑な行為のあった者は採点の結果の如何に拘らず不合格とします。

4　受講中は携帯電話の使用、喫煙、飲食を禁止します。

5　講習開始前、点呼を取り出欠を確認します。

6　講師は(一社)日本クレーン協会長野支部の登録講師から指名します。

講習会場	講習開始日	※実技日（協会記入）
松本	11月11日	月　日

クレーン関係 講習受講申込書

※受付　上小労働基準協会　　号
※受付年月日　令和8 年　　月　　日

(一社)上小労働基準協会
Tel　0268-23-2500
Fax　0268-23-2507

講習名（受講する講習の左枠に○印を記入してください。）

	玉掛け技能講習		小型移動式ｸﾚｰﾝ運転技能講習＋玉掛け技能講習セット講習
	床上操作式ｸﾚｰﾝ運転技能講習		玉掛け技能講習＋ｸﾚｰﾝ運転業務特別教育セット講習
	小型移動式ｸﾚｰﾝ運転技能講習		天井クレーン定期自主検査者安全教育
	フルハーネス特別教育	○	移動式クレーン定期自主検査者安全教育
	クレーン運転士安全衛生教育(再教育)		玉掛業務従事者安全衛生教育(再教育)
	移動式クレーン運転士安全衛生教育(再教育)		

※ どちらかに必ず○印を付けてお申込下さい。
※コースの無い講習にうきましてほ○印は不要です

A　一般コース
B　一部免除コース（力学免除者）

※　受講証明希望の方は○印を付けてお申込下さい。

1　人材開発支援助成金
2　人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）
3　CPDS

氏名	フリガナ （旧姓等　　）	旧姓等併記希望者は右の口内にレ点を記入ください。		生年月日	昭和・平成　年　月　日	修了証写真貼付 縦3cm×横2.4cm 正面(胸より上) 6か月以内撮影 (FAX時写真不要)
現住所	（〒　　－　　） TEL　（　　） 携 帯　（　　）					

※　個人で受講の場合は、以下事業所の記入は不要です。

事業所	名称		担当部署 担当者名	フリガナ
	所在地	（〒　　－　　）	連絡先TEL	（　　）
			連絡先FAX	（　　）

※一部免除者等所持修了証コピー貼付欄（右欄資格いずれか一種類）

※天井クレーン定期自主検査者安全教育
移動式クレーン定期自主検査者安全教育
フルハーネス特別教育受講者は貼付不要です。

①玉掛け技能講習修了証
②床上操作式クレーン運転技能講習修了証
③小型移動式クレーン運転技能講習修了証
④クレーン・デリック運転士免許証（天井クレーン）
⑤移動式クレーン運転士免許証
※クレーン等再教育受講者は資格の写しを左枠内へ貼付してください

クレーン協会
会員　・　非会員

受講料：13,360円　教材費：2,640円

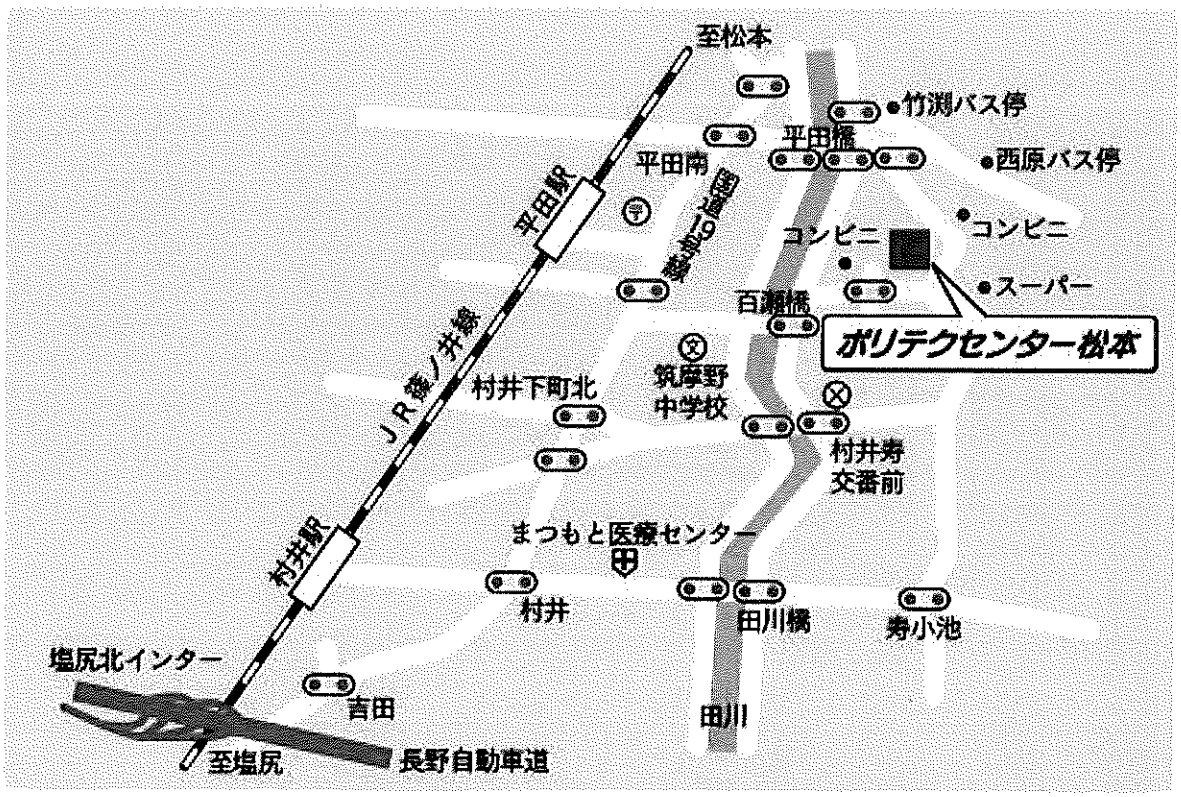
※ 講習名及び受講者氏名のみ記載のうえ切り離さずご提出して下さい。

（振込/現金　／　担当：　）

切り取り線

受講番号 (クレーン協会記入)	※受付 上小協会　　号　（移動式クレーン定期自主検査者安全教育）受講票 受講者名　　様　講習会場 ポリテクセンター松本					
	講習 受付欄	1日目 (学科) 11/11	2日目 (学科)	3日目 (実技)	4日目 (学科)	5日目 (実技)

連絡先　日本クレーン協会長野支部教習センター　TEL026-292-1737



交通アクセス

■JR …… 平田駅から徒歩 20 分

■アルピコバス ……（寿台線）竹渕停留所から徒歩 10 分　西原停留所から徒歩５分

ポリテクセンター松本

〒399-0011 松本市寿北 7-17-1